「社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会 し役員及び評議員選任規程

○社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会 役員及び評議員選任規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、 監事及び評議員の選任については、社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会定款 に規定あるもののほか、この規程の定めるところによる。

(評議員の選任)

- 第2条 本会の評議員の選任については、地区社会福祉協議会の代表として地区から推薦のあった者と、地域の福祉関係者のうちから理事会において選任候補者を推薦し、評議員選任・解任委員会において行うものとする。
- 2 前項に定める評議員の選出区分及び人数は、別表のとおりとする。 (理事の選任)
- 第3条 本会の理事の選任については、社会福祉事業について学識経験を有する者、 地域の福祉関係者、社会福祉事業を経営する団体の役職員、ボランティア活動を 行う団体及び行政関係職員の代表者のうちより、評議員会において選任する。
- 2 前項に定める理事の選出区分及び人数は、別表のとおりとする。 (監事の選任)
- 第4条 本会の監事の選任については、本会の財務諸表を監査しえる者、社会福祉 事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者とし、評議員会において 選任する。
- 2 前項に定める監事の選出区分及び人数は、別表のとおりとする。 (補欠の選任)
- **第5条** 本会の役員又は評議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠の選任を行う ものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

附則

この規程は、平成24年6月10日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月21日から施行する。ただし、第2条の規定については、 平成26年6月1日から、第3条及び第4条の別表の規定については、平成26年6月1 0日からそれぞれ施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の別表の規定については、平成 28 年 6 月 1 日から、第 3 条及び第 4 条の別表の規定については、平成 28 年 6 月 10 日からそれぞれ施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月24日から施行する。

別表(第2条、第3条、第4条関係)

社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会役員及び評議員の選出区分

役	職	選 出 区 分	人	数
理	事	川之江地域福祉圏域代表者	2	
		三島地域福祉圏域代表者	2	
		土居地域福祉圏域代表者	1	
		新宮地域福祉圏域代表者	1	
		民生児童委員協議会代表者	1	1 1
		共同募金会市支会代表者	1	
		公民館長会代表者	1	
		学識経験者	1	
		行政関係職員	1	
監	事	公認会計士又は税理士	1	2
		学識経験者	1	
評	議員	市内各地区社協代表者	2 0	2 5
		老人クラブ連合会代表者	1	
		障害者福祉団体連合会代表者	1	
		民生児童委員協議会代表者	1	
		更生保護女性会代表者	1	
		ボランティア市民活動推進協議会代表者	1	